

通 知
平成 25 年 2 月 15 日

津山市建設工事登録業者 各位
(市内業者)

津山市契約監理室長

今後の格付け・入札等について

このことについて、下記のとおり取り扱いを改訂します。
変更点等を充分ご留意ください。

記

1 格付けについて

平成 25 年度は格付け有効期間の中間の年であり、入札参加者資格申請については、登録業種の追加を平成 25 年 4 月 1 日(月)から平成 25 年 4 月 22 日(月)の期間で行います。

その際、格付けに用いる経営事項審査の審査基準日は、「平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 7 月 31 日まで」とします。

詳しくは、津山市ホームページ(契約監理室のページ)でご確認ください。

また、中間年にあたり、市内業者の方については、提出を求めている書類があります。詳しくは別途通知「市内業者の中間年における提出書類等について(通知)」をご覧ください。

平成 24 年度に業種の追加を希望された業者の方、及び平成 25 年度に新規申請から 3 年目となる業者の方については、格付けの申請が必要となります。

申請要領については、個別に対象となる業者の方に通知します。

平成 26・27 年度格付けから、土木一式及び建築一式工事事については、年間平均完成工事高が 1 0 0 万円以上であることを要件としますので、留意してください。

2 その他

解体工事施工技士の取り扱いについて

平成 26 年 7 月以降の一般競争入札対象の解体工事においては、解体工事施工技士の配置を求める予定ですのでご承知ください。